

令和6年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和6年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水道料金及び下水道使用料 徴収等業務	令和6年度から令和12年度まで	202,000
料金システム開発及び保守業務	令和6年度から令和12年度まで	36,000

令和6年12月3日提出

新居浜市長 古川 拓哉